

目 次

ごあいさつ	1
経 営 方 針	
経 営 理 念	2
貸出運営についての考え方	2
わたしたちJFのめざすもの	3
漁業者等の経営の改善のための取組状況	4
本会の組織	
組織機構図	6
会 員 数	7
役 員	7
職 員	7
協 同 会 社	7
特定信用事業代理業の状況	7
店 舗 一 覧	8
自動機器の設置状況	9
店舗所在地	10
事 業 運 営	
リスク管理態勢	11
法令等遵守態勢	13
個人情報保護態勢	15
金融ADR制度への対応	17
利益相反管理態勢	18
金融商品の勧誘方針	20
沿革・歩み	21
事業のご案内	23
商品・サービスのご案内	24
手数料一覧	
内国為替の取扱手数料	29
両替手数料	29
自動機手数料	30
地域の活性化のための取組の状況	31
トピックス	32
〈資料編〉	
業 績	33
貸借対照表	35
損益計算書	36
注 記 表	37
キャッシュ・フロー計算書	44
剰余金処分計算書	45

貯 金		
種類別・貯金者別貯金残高		46
科目別貯金平均残高		46
財形貯蓄残高		46
貸 出 金		
種類別・使途別・貸出者別貸出金残高		47
科目別貸出金平均残高		47
貸出金担保別内訳		48
債務保証担保別内訳		48
業種別貸出金残高		48
主要な水産業関係の貸出金残高		49
有 価 証 券		
種類別有価証券平均残高		50
有価証券残存期間別残高		50
有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		51
保有有価証券の利回り		51
オフバランス取引の状況		51
先物取引の時価情報		51
オプション取引の時価情報		51
受託業務・為替業務等		
受託貸付金の残高		52
内国為替の取扱実績		52
平残・利回り等		
粗 利 益		53
業 務 純 益		53
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等		53
受取・支払利息の増減額		54
経費の内訳		54
役員等の報酬体系		
役 員		55
職 員 等		56
そ の 他		56
諸 指 標		
最近 5 年間の主要な経営指標		57
経営諸指標		57
自己資本の充実の状況		58
リスク管理情報等		
リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額		68
金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額		69
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		70
貸出金償却の額		70
財務諸表の正確性等にかかる確認書		71

ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会及び愛媛県下JFマリンバンクの業務運営に対しまして、格別のご理解・ご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当連合会へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「2013しんぎょれんの現況」を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

さて、本県の漁協信用事業は、協同組合運動の理念の下、県下漁協の中核金融機関として、会員等ご利用者の皆様方からの信頼に応えるため機能整備に努めて参りました。

県内の漁業情勢は、長引く経済不況の影響もあり、魚類養殖においても魚価の低迷や餌料の高騰に加え、7月に発生した赤潮被害により、漁家経営は極めて厳しい状況が続いています。

また、漁船漁業についても、漁業資源の減少、燃油価格の高騰等による経費圧迫により、厳しい状況に変わりありません。

このような状況の中、県下信用事業の体制整備につきましては、平成22年度より協同体構築への取り組みを推進した結果、信用事業実施3漁協を残し、33漁協が信用事業協同体に参加し、代理店は44店舗を数えることとなりました。

平成25年度も、信用事業協同体として、漁協と信漁連が一体となり、他業態では見られない強力な結びつきと、「相互扶助」の理念に基づき、漁業者の事業継続・向上のための金融サービスの提供がJFマリンバンクの使命であるとの認識をもって、攻めの事業推進を展開いたします。

当連合会といたしましては、県内漁協系統金融の健全性確保を図りながら、会員の皆様方との認識を共有しながら、浜の金融を守り、組合員の負託に十分に応え、漁村及び地域社会から信頼されるJFマリンバンクとなるよう役職員が一丸となって努力して参りますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成25年 7 月



代表理事会長

高 取 武 則

経営方針

●経営理念

当連合会は、協同組合運動の理念の下、平成25年3月末現在で県下漁協信用事業組織（3 自立漁協及び44代理店）の中核として、会員と組合員の強い信頼と負託に応え、その社会的、経済的地位の向上と漁協信用事業の健全な育成のため最大の奉仕を行うとともに、会員と組合員からの資金需要に適切に応えることにより、水産業の振興及び漁村地域社会の発展に貢献できるよう県下漁協と一体となり事業展開いたします。

この経営理念の実現のために、以下の事項を重点的に取り組むことといたします。

《重点取組事項》

- ①信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）確立への展開
- ②事業量確保に向けた推進活動の展開
- ③会員及び漁業者等の資金需要に対する積極的融資対応
- ④内国為替の適切かつ確実な取扱いと、国庫金や公共料金等の利用拡充による家計のメイン化推進
- ⑤内部管理態勢等の適切性・有効性の確立

●貸出運営についての考え方

貸出金平残330億円を目標に、信用リスクに留意しつつ、会員及び漁業者等の必要資金に対し、積極的な資金対応を行います。また、信用事業譲渡に伴い所属の組合員の直貸化と漁協への適正な与信対応を図ります。

《具体的実践事項》

- ①金融相談機能強化の取組と金融円滑化対策
さらに1年間延長された金融円滑化法の主旨に鑑み、年々厳しさを増す漁家経営の安定化に寄与するため、迅速な対応を図ります。
- ②漁業近代化資金を中心とした制度資金の推進
監督指針改正の趣旨に則り、平成23年度より実施されている「無保証人型漁業融資促進事業」や、農林中央金庫の利子助成制度を有効活用し、適切な審査、資金対応を図ります。
- ③漁業者緊急支援事業利用者等に対する運転資金対応と経営管理指導
本事業利用者等に対し、系統一丸となり改善計画達成へ向け適切な経営管理指導を継続するとともに、必要資金需資に対し適切な審査、対応を図ります。

●わたしたちJFのめざすもの

生命誕生の起源である母なる海の恵みを受けて、漁業は、水産食料の供給を担うとともに、地球の約7割を占める海の環境を守る水の番人としても大切な役割をもっています。

我が国の漁業者はこれらの役割を発揮し、海洋と国土の保全、国民経済の発展、そして豊かな社会の実現に寄与してきました。

また、わたしたちJFは漁業を基盤とする組織として、漁業協同組合運動の歴史を通じ、漁業者の生活安定、漁業と漁村の発展に貢献してきました。

これからも、わたしたちJFの組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、明日に向けて、協同組合原則（自主、自立、参加、民主的運営など）に基づき行動します。

そして、我が国と世界の協同組合の仲間と連携し、また、消費者や地域とのつながりを深め、「人を大切にする社会」、「民主的で公正な社会」の実現に努めます。

このため、わたしたちJFの組合員・役職員は次のことを宣誓し、責任をもって行動します。

J F 綱 領

- 一、海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一、食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一、JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一、協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求しよう。

そして、わたしたちJFの組合員・役職員は、これらの社会的な使命や役割をしっかりと果たすことが出来るよう、また、消費者や国民から大きな信頼が得られるよう、常に、事業・組織・経営の革新に努めます。

※「JF」とは、漁協系統イメージ刷新運動に係る統一呼称であり、Japan Fisheries cooperativesの略称です。

●漁業者等の経営の改善のための取組状況

■中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当連合会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対し本法律の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当連合会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化への対応
 - (1) 水産業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会、企業再生支援機構等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 金融円滑化管理に関する体制
当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 会長以下、常勤理事、本部長、担当部長及び監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させます。
 - (2) 当連合会は、業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」、融資課長および営業課長並びに各支所長を「金融円滑化管理担当者」として、当連合会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、必要に応じて見直しを行います。

■中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当連合会では、中小漁業者等の経営支援に関する対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 会長以下、常勤理事、本部長、担当部長及び監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させることとしております。
- (2) 業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 業務統括本部融資課、営業課及び各支所（以下「各営業店等」といいます。）に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) 各営業店等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
- (5) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を業務統括本部融資課に設置しているほか、営業課及び各支所においても承っております。

《条件変更等希望のお客様のためのご相談窓口》

窓 口		所 在 地	電話番号
本所	業務統括本部融資課	松山市二番町4-6-2	089-933-8718
	業務統括本部営業課		089-933-8719
今治支所		今治市恵美須町1-4-3	0898-31-0039
宇和島支所		宇和島市築地町2-507	0895-22-1232

受付時間 9：00～17：00（土・日曜日、祝日・振替休日、12月31日～1月3日を除く）

- (6) お客さまからの、当連合会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、経営管理本部に受付窓口を設置しております。また、各営業店等で苦情を受けた場合には、当連合会所定の手続きに従って、速やかに経営管理本部に連絡をし、経営管理本部と各営業店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

■中小企業者等の経営支援にかかる取組状況

当連合会では、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の取組を行っております。

- (1) 業務統括本部を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、漁業者のお客さまに関しては、当連合会の管轄支所及び所属漁協とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) これらに対する機能発揮のため、当連合会の職員に対し、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上を図るため、必要な研修、指導を行っております。

なお、平成22年度より中堅職員5名を「漁業金融相談員」に指名し、より円滑な対応を図っております。

●会 員 数

資 格 別	23 年 度 末	24 年 度 末	増 減
正 会 員	63	63	0
准 会 員	0	0	0
合 計	63	63	0

●役 員

(平成25年 6 月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事会長	高 取 武 則	理 事	福 島 大 朝
副 会 長 理 事	坂 本 猪 明	理 事	佐々木 護
専 務 理 事	高 木 宏 幸	理 事	松 岡 真喜男
常 務 理 事	横 田 崇	理 事	竹 田 英 則
理 事	高 原 康 能	代 表 監 事	鍵 家 幸 典
理 事	中 村 卓 三	常 勤 監 事	古 山 安 孝
理 事	對 尾 眞 也	監 事	川 又 文 丸
理 事	網 江 正 安	監 事	柴 田 光 明

(注) 常勤監事 古山安孝は、員外監事です。

●職 員

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
参 事	2	2	2	2	2
男 性 職 員	19	19	23	22	24
女 性 職 員	17	20	19	14	15
嘱託・常よう人	3	0	0	4	4
合 計	41	41	44	42	45

●協 同 会 社

該当ありません。

●特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

●店舗一覧

(平成25年 6 月末現在)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市二番町4丁目6番地2	(089)933-8714
中 島 三 和 店	松山市津和地600番地	(089)999-0031
中島三和怒和島店	松山市元怒和甲1809番地1	(089)999-0101
北 条 店	松山市北条辻1456番地	(089)992-0129
上 灘 店	伊予市双海町上灘甲5722の3	(089)986-1133
下 灘 店	伊予市双海町串甲3655番地4	(089)987-0021
伊 予 店	伊予市灘町357番地	(089)982-0134
長 浜 店	大洲市長浜甲1021番地地先	(0893)52-1146
三 崎 店	西宇和郡伊方町串19番地	(0894)56-0111
八 幡 浜 店	八幡浜市1522番地18	(0894)22-2811
八 幡 浜 三 瓶 店	西予市三瓶町安土533番地	(0894)33-1331
八 幡 浜 町 見 店	西宇和郡伊方町二見甲1251番地5	(0894)39-0168
八 幡 浜 瀬 戸 店	西宇和郡伊方町三机乙2989番地13	(0894)52-0016

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
今 治 支 所	今治市恵美須町1丁目4番地3	(0898)31-0039
川 之 江 店	四国中央市川之江町4101番地の地先	(0896)58-2019
三 島 店	四国中央市三島中央1丁目11番17号	(0896)24-2815
寒 川 店	四国中央市寒川町4775番地の4	(0896)23-3718
大 島 店	新居浜市大島甲1591番地	(0897)46-1005
西 条 店	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1	(0897)56-3165
壬 生 川 店	西条市壬生川547番地7	(0898)64-2019
河 原 津 店	西条市河原津甲241番地5地先	(0898)66-5032
小 部 店	今治市波方町小部甲153番地3	(0898)52-2301
渦 浦 店	今治市吉海町棕名578番地	(0897)84-2720
宮 窪 店	今治市宮窪町宮窪2700番地	(0897)86-2008
伯 方 店	今治市伯方町叶浦甲1667番地の3	(0897)72-1556
魚 島 店	越智郡上島町魚島1番耕地1362	(0897)78-0021
弓 削 店	越智郡上島町弓削下弓削839番地3	(0897)77-2121
岩 城 生 名 店	越智郡上島町岩城1530番地	(0897)75-2033
大 三 島 店	今治市大三島町浦戸1507番地1	(0897)83-0136
関 前 店	今治市関前岡村甲80番地第2	(0897)88-2001
大 浜 店	今治市大浜町2丁目3番28号先	(0898)23-3737

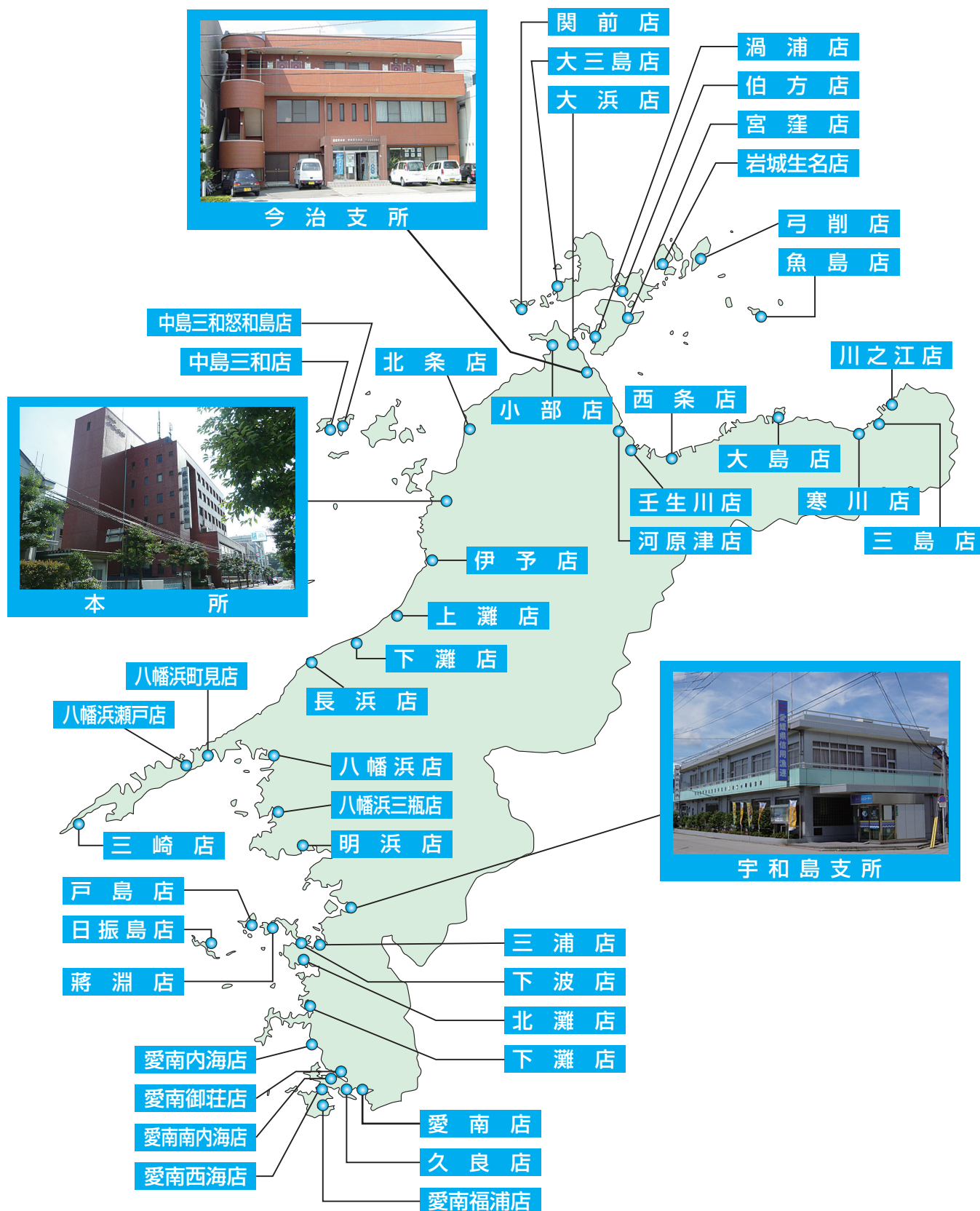
店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
宇 和 島 支 所	宇和島市築地町2丁目5番地7	(0895)22-1232
明 浜 店	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地	(0894)65-0311
下 灘 店	宇和島市津島町嵐番外23番地2	(0895)35-0221
北 灘 店	宇和島市津島町北灘甲1032番地	(0895)32-2850
下 波 店	宇和島市下波3048番地	(0895)29-0121
戸 島 店	宇和島市戸島2218番地	(0895)64-0001
日 振 島 店	宇和島市日振島1682番地	(0895)65-0321
蔣 渕 店	宇和島市蔣渕1122番地	(0895)63-0321
三 浦 店	宇和島市三浦西3566番地5	(0895)29-0231
愛 南 店	南宇和郡愛南町鮪越166番地3	(0895)72-1135
愛 南 内 海 店	南宇和郡愛南町柏崎536番地	(0895)85-0304
愛 南 御 荘 店	南宇和郡愛南町御荘平山526	(0895)74-0101
愛 南 南 内 海 店	南宇和郡愛南町赤水767番地2	(0895)75-0331
愛 南 西 海 店	南宇和郡愛南町船越1057番地	(0895)82-1011
愛 南 福 浦 店	南宇和郡愛南町福浦1204番地	(0895)83-0321
久 良 店	南宇和郡愛南町久良1200番地2	(0895)72-1225

●自動機器の設置状況

A T M（現金自動預入・支払機）、C D（現金自動支払機）の設置台数

項 目	区 分	店 舗 内	店 舗 外
漁 協 設 置	C	0	0
	A T M	0	0
信 漁 連 設 置	C	0	0
	A T M	1	2

●店舗所在地



事業運営

●リスク管理態勢

■基本方針

金融自由化・国際化・規制緩和が急速に進展する中で、金融機関が直面するリスクもまた多様化・複雑化しており、より一層の管理能力を問われています。

当連合会では、こうした認識のもと、会員等ご利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると考えております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理にかかる方針を策定し、認識すべきリスクやそれをコントロールする管理態勢など、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

なお、当連合会における各諸リスクへの対応は以下のとおりです。

■信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において 対応方針を決定しており、その他通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課 を設置し各支所と連携を図りながら与信審査マニュアル、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、その結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めると共に、その内容について理事会に附議 することとしています。

■市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3要素からなっています。

当連合会では、余裕金運用にあたって、その健全な運用を図るため、経営方針、資金の運用調達構造、リスク負担能力及び本年度収支見込等を考慮の上、年度毎に運用方針を定めるとともに、「余裕金運用規程」及び「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づき、定期的に余裕金運用会議を開催して、理事会に報告する態勢を構築しています。

■流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、預け金等の資金繰りリスクについて、経営管理本部総務課 が月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め、経営管理本部企画管理課 においてその管理状況をチェックするとともに、定期的に余裕金運用会議において協議する態勢をとっています。

■オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による 損失を被るリスクのことです。

当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、リーガルなどについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義づけ、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する態勢を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

■事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、各部署における自店検査の実施等による事務リスクの削減に努めています。

さらに、事務処理の適正化、事故及び不祥事の未然防止等の観点から、内部監査の専門部署を設置し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づき、毎年度全部署を対象に内部監査を実施しております。

また、職員の長期職場離脱の実施や長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動 を行う等、事故・不正防止に努めるとともに、各種研修を通じて事務処理ミスの未然防止や職員の資質向上に努めています。

■システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万一の不測の事態に備え、「危機管理計画」及び「危機管理事務マニュアル」を策定し、本計画が発動された場合には、危機管理体制に移行する態勢を構築しています。

●法令等遵守態勢

■基本方針

個人・団体・企業を問わず、日常の行動にあたっては、定められた法令等を遵守しつつ、活動することが当然のこととして求められています。

また、国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのもの、また相次ぐ不祥事件の発生によりその社会的責任が強く問われる中、コンプライアンス態勢の整備・強化と、より公正・透明な経営が求められています。

このような社会的背景のもと、当連合会においても法令等遵守に対する取り組みを最重要課題の一つと位置付け、金融システムの一員として、引き続き信頼を確保し、漁協系統金融機関としての基本的使命や社会的責任を果たしていけるよう、今後もコンプライアンス意識の強化や態勢整備を図り、ディスクロージャー（情報公開）とアカウンタビリティ（説明責任）を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねていく方針です。

具体的には、平成12年4月に下記の「法令等遵守に係る基本方針」を策定し、更には、コンプライアンス経営がより具体的に業務運営や役職員の業務行動に反映されるよう「コンプライアンス・マニュアル」を制定いたしました。

また、コンプライアンス勉強会の実施及び各種研修の受講等を通じて、役職員のコンプライアンス意識の向上・浸透に努めております。

今後につきましても、常に信頼される金融機関を目指し、役職員一人一人が倫理観の醸成と不正を許さない職場づくりに取り組んでまいります。

《法令等遵守に係る基本方針》

（漁協系統信用事業の使命）

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

（質の高い金融サービスの提供）

2. 漁業生産ならびに会員等ご利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行していきます。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

（会員等ご利用者・地域社会とのコミュニケーション）

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等ご利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図っていきます。

■運営態勢

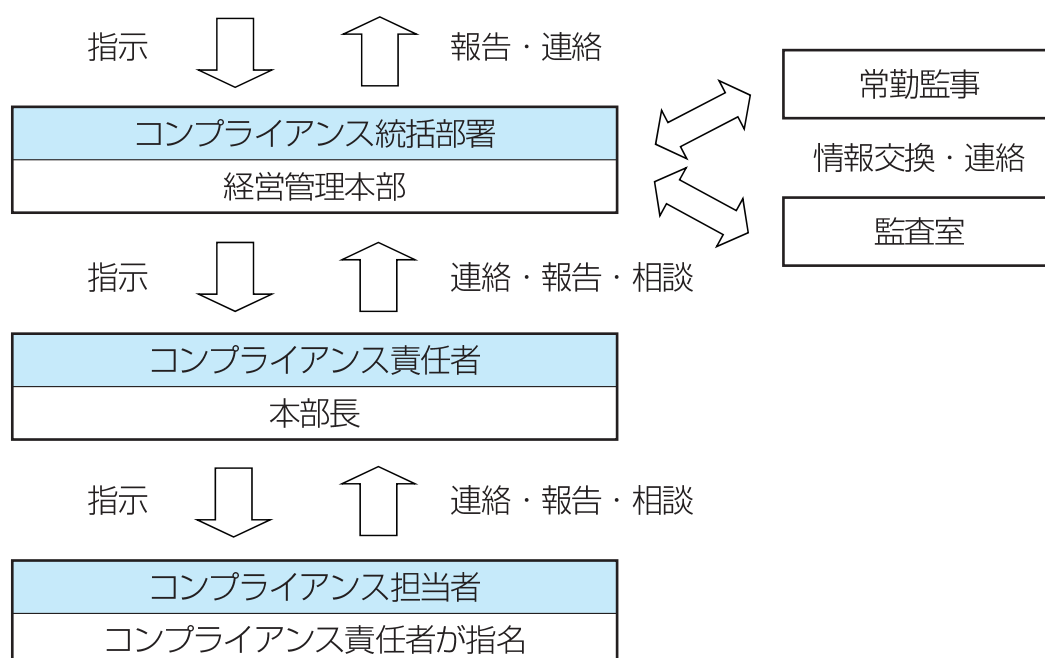
当連合会のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス統括部署（経営管理本部）、コンプライアンス責任者を中心に運営しています。

コンプライアンス推進委員会（委員長：代表理事会長）では、当連合会のコンプライアンスに関する基本事項等が審議され、これらの事項は、理事会で協議・決定のうえ実施されます。

また、コンプライアンス統括部署は、各部署との連絡・相談や会内への教育・啓蒙にあたり、とともに、各部署に統括部署との連絡窓口となるコンプライアンス責任者を配置すること等により、コンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

更に、コンプライアンス態勢の整備や、研修等によるコンプライアンス推進活動など、当連合会に関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、コンプライアンスが着実に浸透するよう取り組んでいます。

コンプライアンス推進委員会	
委員長	代表理事会長
委員	専務理事・常務理事・本部長・担当部長・監査室長(事務局：経営管理本部)
出席者	常勤監事・アドバイザー
審議事項	①コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進 ②コンプライアンス・マニュアル、関連諸規程等の制定・見直し ③コンプライアンスにかかる具体的実践計画の検討ならびに定期的な進捗管理及び施策評価 ④コンプライアンスにかかる重要な要整備事項の検討 ⑤コンプライアンスにかかる重要な本会内外の情報等に関すること ⑥利益相反管理体制の運営状況全般に関すること ⑦金融円滑化の管理体制の整備・確立に関すること



●個人情報保護態勢

■個人情報保護に向けた取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様よりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《個人情報保護方針》

1. 当連合会は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」という。）をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。
3. 当連合会は、個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。
但し、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当連合会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等及び委託先を監督します。
5. 当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。
6. 当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。
8. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。
9. 当連合会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努めます。

■情報セキュリティへの取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と厳正な取扱いの実践に努めることが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《情報安全管理基本方針》

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、会全体で情報安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理体制を確立し、維持改善に努めます。

●金融ADR制度への対応

■苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、

- ① 利用者サポート等管理責任者の設置
- ② ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

■紛争解決措置の内容

苦情等のお申し出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合には、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と連携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。)

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

●利益相反管理態勢

■利益相反管理に向けた取り組み

当連合会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、水産業協同組合法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

《利益相反管理方針》

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当連合会の行う信用事業関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当連合会との間の利益が相反する類型
- (2) 当連合会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当連合会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当連合会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当連合会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当連合会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当連合会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当連合会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当連合会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●金融商品の勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

《 勧 誘 方 針 》

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

沿 革 ・ 歩 み

昭和24年度	愛媛県信漁連設立（設立時 会員数83組合、出資金100万円）
昭和32年度	共同化資金融資制度が発足
昭和33年度	信漁連今治・宇和島事務所開所
昭和35年度	信漁連西条事務所開所
昭和38年度	農林漁業金融公庫業務代理開始
昭和39年度	愛媛県水産会館落成
昭和40年度	農林漁業団体職員共済組合業務代理開始
昭和41年度	住宅金融公庫業務代理開始
昭和44年度	愛媛県漁業近代化資金融資制度が発足
昭和47年度	全国漁協信用事業相互援助制度に加入
昭和48年度	農水産業協同組合貯金保険機構に加入
昭和51年度	農林中央金庫業務代理開始（内国為替業務）
昭和53年度	国民金融公庫業務代理開始
昭和54年度	全銀内為制度に加盟
〃	国庫金振込事務取扱開始
〃	信漁連南宇和支所開所
昭和56年度	新愛媛県水産会館落成
昭和62年度	国債等窓販業務の取扱開始
平成元年度	全国漁協信用事業オンラインシステム稼動
平成5年度	愛媛県収納代理金融機関指定
〃	全国漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成6年度	宇和島支所ATM設置
平成7年度	第4次全銀為替システム稼動
平成8年度	松山市収納代理金融機関指定
平成9年度	農協系統貯金ネット提携開始
平成10年度	南宇和支所ATM設置
〃	MICS提携開始
平成11年度	水協法施行漁連・信漁連創立50周年記念式典
平成12年度	本所ATM設置
〃	郵貯とのネット提携開始
平成13年度	日本マルチペイメントネットワーク運営機構に加入
平成14年度	JFマリンネットバンクサービス開始
〃	国債等窓販業務の取扱廃止
平成15年度	第5次全銀為替システム稼動
〃	全オンセンターと北海道信漁連との信用事業システム統合
〃	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
平成16年度	河原津漁協、関前村漁協、魚島村漁協より信用事業譲受け
〃	決済用貯金取扱開始
平成17年度	今治市・宇和島市収納代理金融機関指定
〃	下灘漁協（宇和島）、壬生川漁協、中島漁協、新居浜市大島漁協、
〃	北条市漁協、久良漁協より信用事業譲受け
〃	セブン銀行とのネット提携開始
平成18年度	愛南町収納代理金融機関指定
〃	北灘漁協より信用事業譲受け

平成19年度	セブン銀行・郵便局のATMでの入金取引開始
〃	南宇和支所を廃止し、宇和島支所と統合
〃	弓削漁協より信用事業譲受け
〃	本所ICキャッシュカード対応ATM設置
平成20年度	松山市上・下水道事業収納取扱金融機関指定
〃	明浜漁協、三浦漁協、戸島漁協より信用事業譲受け
平成21年度	蔭淵漁協、日振島漁協、長浜町漁協より信用事業譲受け
〃	西条支所を廃止し、今治支所と統合
平成22年度	大浜漁協、宮窪町漁協、下波漁協、川之江漁協より信用事業譲受け
平成23年度	桜井漁協、三島漁協、寒川漁協、下灘漁協、三崎漁協、渦浦漁協、上灘漁協、伯方町漁協、中島三和漁協、伊予漁協、八幡浜漁協、愛南漁協より信用事業譲受け
〃	伊方町、八幡浜市、西予市収納代理金融機関指定
〃	第6次全銀為替システム稼動
平成24年度	中島店を廃止
〃	小部漁協、西条市漁協、岩城生名漁協、大三島漁協より信用事業譲受け
〃	大三島店(上浦)ATM設置

事業のご案内

当連合会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っています。この信用事業は、漁協・信漁連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、漁協系統金融として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

当連合会は、日々の家計あるいは生活設計のために漁協にお預けいただいた貯金又貯金業務を行っていない会員の組合員及び地域の住民や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

貯金は、普通貯金・定期貯金等各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、キャッシュサービスは、県内はもちろん全国のM I C S提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行、農協のA T M、C Dでもご利用いただけます。

●貸出・受託貸付業務

会員漁協への漁業近代化資金等制度資金の原資供給及び購販売事業等の運転資金貸出、会員の組合員への制度資金、営漁資金及び生活資金融資も行っています。

また、一般の皆様にも、住宅ローン、教育ローン、生活ローン等各種ローンを取り揃えていますので、お気軽にご相談ください。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業資金及び教育資金）の融資申込みのお取次も行っておりますので、併せてご利用下さい。

●為替・振替決済業務

学費等の「振込」や手形、小切手類の「取立」、各種年金の自動受取、また電気・電話・水道・NHK等の公共料金の自動支払いもぜひご利用ください。

また、「J F マリンネットバンク」サービスにより、お手持ちの携帯電話・パソコンから、残高照会、振込、振替などの各種サービスがより手軽にスピーディーにご利用いただけます。

商品・サービスのご案内

●貯金業務

■主な貯金商品

種 類	特 色	預入金額	期 間
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に増やす最高利回りの商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上 5年以下
変動金利定期貯金	その時々金融情勢に応じて、金利が変わる商品です。	1円以上	1年以上 3年以下
スーパー定期貯金	身近な定期です。1,000万円未満で都合に応じて、期間をお選びください。	1円～1,000万円 未満	1ヶ月以上 5年以下
期日指定定期貯金	1年以上経過すれば、ご希望の日にお引き出しできます。	1円～300万円 未満	1年以上 3年以下
定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期です。	1円以上	1・2・3・ 4・5年
自由積立定期貯金	預入期間内に自由に積立てることができる定期です。	1円以上	1年以上 5年以下
漁協積立定期貯金Ⅰ型	漁協組合員の資産形成のための定期です。プランに合わせて「水揚げ引式」と「定額式」のいずれかをお選びいただき、自動振替より積立えます。	1円以上	1年の 自動継続
漁協積立定期貯金Ⅱ型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立えます。一部支払いもできる便利な定期です。	1円以上	1年の 自動継続
定期積金	身近な積金です。毎月コツコツ無理なく貯金できます。	1回の預入 100円以上	6ヶ月以上 7年以下
当座貯金	小切手や手形による決済口座として利用いただくための貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れのできるサイフ代わりの貯金です。 個人のは定期性貯金を担保とする総合口座の取扱いができます。	1円以上	出し入れ自由
貯蓄貯金	普通貯金より高利回りで、10万円型と30万円型のタイプがあります。 スウィング機能があります。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金	短期間のまとまった資金を有利に運用できます。	1万円以上	定めなし (但し、7日以上 の据置期間必要)
総合口座	1つの通帳で、普通貯金と定期性貯金がセットされており、定期性貯金を担保に借り入れもできます。家計のメイン口座としてご利用下さい。		

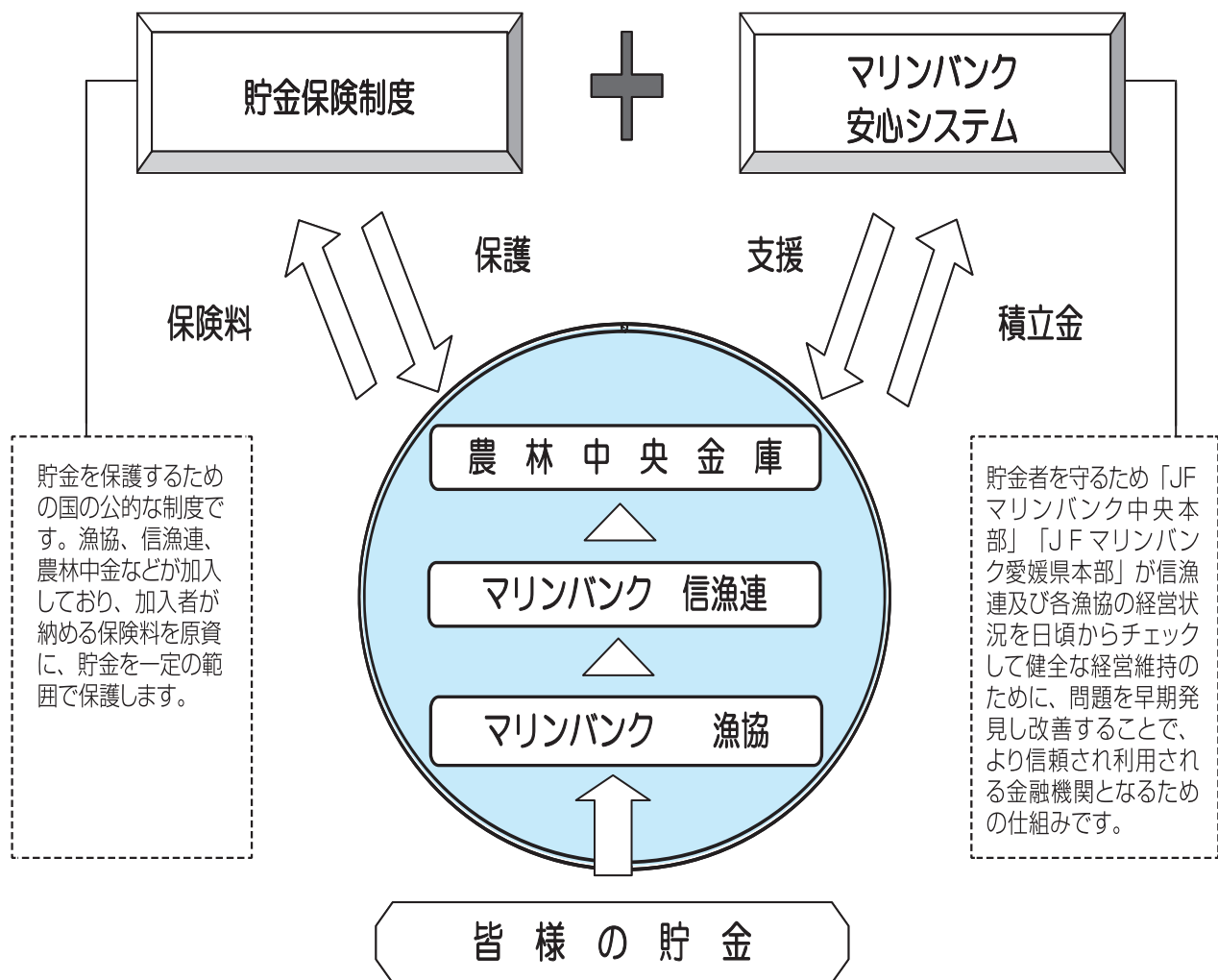
■漁協系統セーフティーネット構築に向けた取り組み

当連合会は、皆様に安心して貯金を預けて頂けるよう、平成15年1月に施行された再編強化法に基づき「マリンバンク安心システム」という新たなセーフティーネットを構築しました。

これまでは、「農水産業協同組合貯金保険制度」と「全国漁協信用事業相互援助制度」の2つの制度で皆様からお預かりした貯金をお守りしていましたが、このうち「相互援助制度」をさらにパワーアップさせたのが「マリンバンク安心システム」です。

具体的には、個々の漁協等や信漁連の経営健全性を高い水準で維持することです。

また、万が一経営状況が厳しくなった場合も、早期発見・早期解消する仕組みを措置しました。皆様からお預りした貯金は、グループ全体でしっかり守るということです。



●貸付業務

種 類	一 般 資 金	制 度 資 金
手 形 貸 付	一 般 信 用 貸 付 協 会 保 証 付 貸 付 協 会 手 担 保 貸 付 貯 金 担 保 貸 付	—
証 書 貸 付	一 般 証 書 貸 付 協 会 保 証 付 貸 付 住 宅 資 金 各 種 □ 一 ン	漁 業 近 代 化 資 金 漁 業 経 営 維 持 安 定 資 金 中 山 間 地 域 活 性 化 資 金 農 林 漁 業 共 同 化 資 金
当 座 貸 越	一 般 □ 座 貸 越 総 合 □ 座 貸 越	—

■漁業近代化資金

◆漁業近代化資金とは？

長期・低利な資金によって、水産業の経営の近代化を図ることを目的とした制度資金です。漁船建造・漁具取得等の設備資金を中心に幅広い用途の資金が用意されています。

◆長期・低利な理由は？

借入金に対して国・県からの利子補給がありますので、長期かつ低利でご利用いただけます。（市・町の上乗せ利子補給がある場合、さらに金利が低くなります。）

種 類	対 象 事 業	返済期間	融 資 額
1号資金	20トン未満の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(漁船) 最長15年	20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人・法人
2号資金	20トン以上の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(機器) 最長7年	 3億6,000万円以内
3号資金	漁船漁具保管修理施設、水産物加工施設など	最長15年	水産養殖業を営む法人 1億8,000万円以内
4号資金	漁船改良造成用機具、水産物等運搬用機具など	最長7年	2つ以上の複合経営者 1億5,000万円以内
5号資金	漁具、養殖用施設など	最長5年	20トン未満の漁船を使用して漁業を営む個人・法人・水産養殖業を営む個人..... 9,000万円以内
6号資金	水産動植物の種苗の購入・育成など	最長5年	上記以外の個人 1,800万円以内 漁村給排水施設 1,200万円以内
7号資金	漁業者研修用施設、漁家民宿施設など	最長20年	特定の漁家住宅 1,800万円以内 漁家民宿施設 4,000万円以内
8号資金 (農林水産大臣特認)	漁場改良造成施設	最長12年	初度的経営 1,500万円以内
	漁村給排水施設	最長15年	漁協等 12億円以内
	特定の漁家住宅	最長15年	
	漁協経営強化機器整備	最長10年	
	初度的経営	最長5年	

■各種ローン商品

種 類	使 い み ち	返済期間	融 資 額
マイカーローン (基金協会保証型)	自家用車購入・車検 運 転 免 許 取 得 費 用	最長7年	300万円以内
マイカーローン (信用保険型)	自動車関連用品購入 車 庫 取 得 費 用	最長5年	200万円以内
生 活 ロ ー ン	必要とする一切の資金	最長5年	200万円以内
教 育 ロ ー ン (基金協会保証型)	入学金、授業料、下宿代等	最長7年	300万円以内
教 育 ロ ー ン (信用保険型)		最長5年	200万円以内
住 宅 ロ ー ン	個人住宅新築、土地購入等	最長35年	所要資金の範囲内
定 積 ロ ー ン	必要とする一切の資金	当該定期積金の満期日	200万円以内
共 済 ロ ー ン	漁協共済、生活総合共済	最長20年	200万円以内
カ ー ド ロ ー ン	必要とする一切の資金	—	100万円以内

※上記ローンをご利用の際は、ご契約上の規定、ご返済方法、ご利用限度額等にご留意下さい。

※変動金利の金利変更は、原則として年2回（通常4月、10月）に行います。

■受託業務

- ① 株式会社 日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）
- ② 独立行政法人 住宅金融支援機構
- ③ 独立行政法人 福祉医療機構

●為替・決済業務

■各種サービス

種 類	内 容
内国為替サービス	全国の金融機関への振込・代金取立を確実に行います。
年 金 自 動 受 取	国民年金・厚生年金等の年金がお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・電話・水道・NHK受信料等の公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金保険料等をお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
収 納 代 理	愛媛県税、松山市税、今治市税、八幡浜市税、西予市税、宇和島市税、愛南町税、伊方町税の支払にご利用下さい。
キャッシュサービス	キャッシュカードを使って、県内はもちろん全国のMICS提携金融機関、セブン銀行・ゆうちょ銀行・農協・一部コンビニエンスストアの自動機（ATM・CD）から現金を引き出すことができます。 更に、セブン銀行・ゆうちょ銀行のATMでは、現金の預入も可能になっている他、手数料キャッシュバック等もおこなっており、ますます便利になっています。 また、キャッシュカードは、従来の磁気ストライプカードに偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載した「ICキャッシュカード」の発行が可能となり、より一層セキュリティを強化したものとなっておりますので安心してご利用いただけます。
クレジットカード	マリンクレジットカードは、ショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つでご利用になれる便利なカードです。
JFマリンネット バンクサービス	お手持ちの携帯電話・パソコンに接続されているインターネットから、残高照会、入出金明細照会、お振込、お振替など各種サービスを24時間365日いつでもお気軽にご利用いただけます。 また、税金・保険料・公共料金などの支払いができるマルチペイメントネットワークによる収納サービス「Pay・easy（ペイジー）」もご利用できます。

手数料一覧

●内国為替の取扱手数料

区 分		本会本支所及び県内漁協宛		系統金融機関及び他行宛	
		文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い
振 込 手 数 料（1件につき）					
窓 口 利 用	3万円未満	210円	200円	420円	525円
	3万円以上	420円		630円	735円
自 動 機 利 用	3万円未満		無 料		210円
	3万円以上				
JFマリンネット バンク 利 用	3万円未満				
	3万円以上				
送 金 手 数 料（1件につき）		420円		630円	
代 金 取 立 手 数 料（1通につき）				（普通扱）630円（至急扱）840円	
送金・振込組戻料（1件につき）		630円			
不 渡 手 形 返 却 料（1通につき）					
取 立 手 形 組 戻 料（1通につき）					
取立手形店頭呈示料（1通につき）					

- （注） 1. 上記手数料には、消費税（5%）が含まれております。
 2. 同地交換加盟金融機関支払場所の手形等の代金取立手数料は、当面免除します。

●両替手数料

お 取 扱 枚 数（※）	手 数 料
100枚以下	無 料
101枚以上 1,000枚以下	315円
1,001枚以上 2,000枚以下	630円
2,001枚以上 3,000枚以下	945円
3,001枚以上	1,000枚増すごとにプラス315円

※ 「持込枚数合計」または「持帰り枚数合計」のいずれか多い方の枚数
 （同一金種の新券への交換・記念硬貨の交換は、無料となります。）

●自動機手数料

区 分		平 日			土 曜 日		日祝祭日
		早 朝	時間内	時間外	時間内	時間外	時間外
JF系統	入出金	無料			無料		無料
JA系統	出 金	無料			無料		無料
ゆうちょ銀行	入出金	無料			無料		無料
セブン銀行	入出金	*	無料	*	無料	*	*
上記以外の MICS提携行	出 金	210円	105円	210円	105円	210円	210円
		*					

*利用手数料キャッシュバック

ご利用された翌月の5日(休日の場合は翌営業日)に1ヶ月分の利用分を、お客様の口座へ入金いたします。

口座解約をされた場合は、利用手数料をキャッシュバックできませんのでご了承ください。

コンビニATMは、キャッシュバック対象外となります。

愛媛信漁連のATMのお取り扱い時間

平 日	土 曜 日	日祝祭日
9:00	9:00	お取り扱いしておりません。
～19:00	～17:00	

※大三島店(上浦)ATMのお取り扱い時間は、平日9:00～17:00、土曜日9:00～12:00となっております

愛媛信漁連以外のATMのお取り扱い時間

平 日			土 曜 日		日祝祭日
早 朝	時間内	時間外	時間内	時間外	時間外
8:00	8:45	18:00	9:00	14:00	9:00
～8:45	～18:00	～21:00	～14:00	～17:00	～17:00

※店舗により上記時間帯内でも取り扱いを行っていない場合がございますので、ATMコーナーの表示をご確認ください。

地域の活性化のための取組の状況

漁協系統組織は、漁業者（組合員）が協同して経済活動を行い、相互の事業と暮らしの向上を図るだけでなく、協同組合原則の一つである「地域社会の発展のための貢献」を掲げ、国民への食料供給者としての役割を担っています。

当連合会といたしましても、金融面だけでなく、愛媛県漁協女性部連合会の事務局として、漁協女性部との連携のもと、次の3つのことを社会的責任と考え、環境保全・生活改善運動等に取り組んでいます。

- 美しい海浜を子孫に残す
- 健康的な暮らしを推進する
- 自然と共生する豊かな漁場環境を育む

これらの実践のために、主に①合成洗剤追放運動、②魚食普及活動、③植樹運動に取り組んでいます。

■「えひめの恵み 食の商談会」共催

平成25年1月23日（水）に、アイテムえひめで開催された「えひめの恵み 食の商談会」は、JAバンクえひめが、地産地消をテーマに、「安全で安心なえひめの恵みを地域の皆様へ」をコンセプトのもと、JAバンクとJFマリンバンクがタイアップして県内初の商談会が開催されました。

食材を提供する（一次産業）、加工するメーカー（二次産業）、新たな商品を企画するバイヤー（三次産業）が揃って参画した商談会で、今後は6次産業化に発展することも期待されています。

当日の動員数は、来場者（バイヤー）約370名、出展団体（セラー）約200名、その他関係者を含めると、総勢700名を超え、JFグループからは2漁協、2女性部が参加しました。



トピックス

- 平成24年10月 小部漁協より信用事業譲受け、代理店とする。
- 平成24年11月 西条市漁協より信用事業譲受け、代理店とする。
愛媛県赤潮被害緊急対策資金説明会開催。
- 平成24年12月 岩城生名漁協、大三島漁協より信用事業譲受け、代理店とする。
- 平成25年 1 月 「えひめの恵み食の商談会」共催。
- 平成25年 2 月 大三島店(上浦)ATM設置。
- 平成25年 3 月 平成24年度J F マリンバンク推進ブロック大会開催。
- 平成25年 4 月 ATM利用料の手数料キャッシュバックの開始。

資 | 料 | 編

●貯 金

本年度の貯金業務は、平成24年度貯蓄推進方策に基づき、貯蓄運動の啓蒙活動継続及びＪＦマリンバンクの認知度向上、水揚げ時期等を考慮した特別企画（「懸賞金付定期性貯金キャンペーン」及び「満期対策書替キャンペーン」）を実施しました。

その結果、県下全体の新規獲得額は11億円、書替額は19億円の実績となりました。

また、信漁連貯金は、平残目標800億円に対し806億円の実績となり、残高は前年度末比25億円減の799億円となりました。

(単位：億円、%)

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)－(A)＝(C)	24年度目標 (D)	増加率 (C)／(A)	目標達成率 (B)／(D)
残 高	824	799	△ 25	820	△ 3.0	97.44%
平 均 残 高	844	806	△ 38	800	△ 4.5	100.75%

●貸 出 金

本年度の貸出業務は、依然として漁業経営環境が厳しく、漁業経営費圧縮などから伸び悩んだものの、会員・組合員からの種苗等育成・購入資金等を中心とした資金需要に対し、適切な融資対応に努めるとともに、平成24年9月の系統信用事業に対する監督指針改正に則った対応を図りました。

この結果、平残実績は計画の340億円となり、目標を達成いたしました。

期末残高実績は、漁協当座貸越の減少や約定弁済等により、前年度末比31億円減の316億円となりました。

(単位：億円、%)

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)－(A)＝(C)	24年度目標 (D)	増加率 (C)／(A)	目標達成率 (B)／(D)
残 高	347	316	△ 31	—	△ 8.9	—
平 均 残 高	370	340	△ 30	340	△ 8.1	100.00%

●財務収支・自己資本比率

漁業を取り巻く厳しい環境により、資金調達である貯金量は減少し、運用である貸出金においても新規設備資金等の需要減少が続く状況下にあります。

しかしながら、金融機関の安全性・健全性を示す自己資本比率は、「新BIS規制」に従った算定の結果、23.51%となり、国内基準（最低所要自己資本比率）の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り高い水準を確保しております。

（単位：百万円）

区 分	前年度末 (A)	本年度末 (B)	増 減 (B)－(A)=(C)
経 常 利 益	336	206	△ 130
当 期 剰 余 金	△ 15	129	144
自 己 資 本 比 率	23.41%	23.51%	0.10%

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	23年度末	24年度末	科 目	23年度末	24年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	476	584	貯 金	82,435	79,927
預 け 金	48,370	48,480	当 座 貯 金	8	10
系 統 預 け 金	45,072	45,740	普 通 貯 金	20,921	22,195
系 統 外 預 け 金	3,298	2,740	貯 蓄 貯 金	21	21
貸 出 金	34,670	31,606	通 知 貯 金	8	8
手 形 貸 付 金	7,554	6,360	別 段 貯 金	1,427	1,305
証 書 貸 付 金	23,389	21,108	定 期 貯 金	59,316	55,740
当 座 貸 越	2,142	2,553	積 立 定 期 貯 金	15	17
金 融 機 関 貸 付	1,585	1,585	定 期 積 金	719	631
そ の 他 資 産	452	445	代 理 業 務 勘 定	—	80
未 決 済 為 替 貸	2	2	そ の 他 負 債	331	178
前 払 費 用	0	0	貸 付 留 保 金	117	20
未 収 収 益	151	146	未 払 法 人 税 等	14	2
そ の 他 の 資 産	299	297	従 業 員 預 り 金	28	30
固 定 資 産	516	534	未 決 済 為 替 借	5	7
有 形 固 定 資 産	514	533	未 払 費 用	106	88
無 形 固 定 資 産	2	1	前 受 収 益	39	26
外 部 出 資	5,854	6,077	そ の 他 の 負 債	22	5
系 統 出 資	4,685	4,708	諸 引 当 金	737	495
系 統 外 出 資	1,169	1,369	賞 与 引 当 金	20	16
繰 延 税 金 資 産	258	188	退 職 給 付 引 当 金	269	266
債 務 保 証 見 返	21	35	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15	15
貸 倒 引 当 金	△ 184	△ 171	特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	433	198
			債 務 保 証	21	35
			負 債 の 部 計	83,524	80,715
			(純資産の部)		
			会 員 資 本	6,909	7,063
			出 資 金	1,480	1,504
			利 益 剰 余 金	5,429	5,559
			利 益 準 備 金	1,833	1,833
			そ の 他 利 益 剰 余 金	3,596	3,726
			任 意 積 立 金	3,599	3,599
			当 期 未 処 分 剰 余 金	3	127
			う ち 当 期 剰 余 金	△ 15	130
			純 資 産 の 部 計	6,909	7,063
合 計	90,433	87,778	合 計	90,433	87,778

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		23 年 度	24 年 度
経	常 収 益	1,281	1,175
	資 金 運 用 収 益	1,138	1,064
	貸 出 金 利 息	814	789
	預 け 金 利 息	26	25
	受 入 雑 利 息	0	0
	受 取 奨 励 金	293	245
	受 取 特 別 配 当 金	5	5
	役 務 取 引 等 収 益	21	22
	内 国 為 替 受 入 手 数 料	16	16
	そ の 他 受 入 手 数 料	4	5
	その他の役務取引等収益	1	1
	そ の 他 事 業 収 益	46	46
	受 取 出 資 配 当 金	46	46
	受 取 助 成 金	0	0
	そ の 他 経 常 収 益	76	43
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	20	—
	そ の 他 の 経 常 収 益	56	43
経	常 費 用	945	969
	資 金 調 達 費 用	253	166
	貯 金 利 息	216	148
	支 払 雑 利 息	1	1
	支 払 奨 励 金	36	17
	役 務 取 引 等 費 用	8	8
	内 国 為 替 支 払 手 数 料	5	4
	そ の 他 支 払 手 数 料	2	2
	その他の役務取引等費用	1	2
	そ の 他 事 業 費 用	28	67
	融 資 保 険 料	5	5
	支 払 助 成 金	16	17
	事 業 推 進 費	5	44
	債 権 管 理 費	2	1
	事 業 管 理 費	656	720
	そ の 他 経 常 費 用	0	8
	貸 倒 引 当 金 戻 入	—	7
	そ の 他 の 経 常 費 用	0	1
経	常 利 益	336	206
特	別 利 益	0	0
	固 定 資 産 処 分 益	0	0
	保 険 金 受 取 益	0	—
特	別 損 失	433	2
	固 定 資 産 処 分 損	0	2
	特定債務者支援引当金繰入	433	—
	税 引 前 当 期 利 益	△ 97	204
	法人税、住民税及び事業税	23	4
	法 人 税 等 調 整 額	△ 105	70
	当 期 剰 余 金	△ 15	130
	前 期 繰 越 剰 余 金	12	△ 3
	当 期 末 処 分 剰 余 金	△ 3	127

注 記 表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
外部出資に計上したその他有価証券の評価は、移動平均法による原価法です。
2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - (1) 有形固定資産
 - ①減価償却資産の償却方法は定率法です。
 - ②平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - ③取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
 - ④平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
 - ⑤耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期利益が86万円増加しております。
 - (2) 無形固定資産
当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準は次のとおりです。
 - (1) 貸倒引当金は、「経理規程」、「資産自己査定実施要領」及び「償却及び引当金計上基準」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。
すべての債権は、「資産自己査定実施要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき必要額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、「常勤理事退任慰労金支給内規」、「非常勤理事退任等慰労金支給に関する内規」、「常勤監事退任慰労金支給内規」及び「非常勤監事退任等慰労金支給に関する内規」に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
 - (5) 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対する支援により、将来発生が見込まれる損失額を合理的に見積り計上しております
4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、固定資産の減価償却の方法を変更しております。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

該当ありません。

Ⅴ. 会計上の見積りの変更に関する注記

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、固定資産の減価償却の方法を変更しております。

Ⅵ. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

Ⅶ. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の減価償却累計額は996,852,844円、圧縮記帳累計額は56,970,116円（うち当期圧縮記帳額は100,000円）であります。
2. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
系統預け金	9,000,000,000円
系統外預け金	500,000,000円
担保資産に対応する債務	
未決済為替	4,836,465円
借入金	0円
3. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は4,046,966,500円です。
ただし、総合口座取引における当座貸越又は貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）は、この限りではありません。
4. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。
ただし、貯金はこの限りではありません。
5. リスク管理債権の内訳は、次のとおりであります。
 - (1) 貸出金のうち破綻先債権額は6,500,000円、延滞債権額は10,126,220,721円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再

建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

- (2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,285,708円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,139,006,429円です。

なお、上記5.(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,619,000,000円であります。このうち、原契約期間が1年以内のものが2,619,000,000円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、契約極額の減額及び借越の中止又は本契約の解除をすることができる旨の条項が付けられております。

VIII. 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 金融商品に対する取組方針

当会は、愛媛県を事業区域として地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は主に農林中金に預け入れております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、93%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当会は、個別重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し、各支所との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については、管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

②市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が39,542,826円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(4.参照のこと)

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金	583,792,223	583,792,223	0
(2) 預け金	48,480,378,671	48,480,397,495	18,824
(2) 貸出金	31,606,260,897		
貸倒引当金(※)	△171,303,672		
	31,434,957,225	32,096,854,954	661,897,729
資産計	80,499,128,119	81,161,044,672	661,916,553
(1) 貯 金	79,927,344,602	79,987,473,564	60,128,962
負債計	79,927,344,602	79,987,473,564	60,128,962

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分毎に、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用している利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
①系 統 出 資 (※ 1)	4,707,590,000
②系統外出資 (※ 1)	1,368,522,500
合 計	6,076,112,500

(※ 1) 系統出資及び系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金融債権の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	48,480,378,671	0	0	0	0	0
貸出金 (※)	13,936,088,450	3,275,428,583	2,013,536,345	1,488,172,023	1,430,419,156	8,357,072,159
合計	62,416,467,121	3,275,428,583	2,013,536,345	1,488,172,023	1,430,419,156	8,357,072,159

(※) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の1,105,544,181円は含めておりません。なお、一部の金融機関向けの貸出金1,585,000,000円は、5年超に含めております。

6. 貯金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※)	74,849,983,984	4,086,934,254	961,565,565	15,078,286	13,062,513	720,000
合計	74,849,983,984	4,086,934,254	961,565,565	15,078,286	13,062,513	720,000

(※) 貯金のうち、要求払貯金23,538,898,232円については「1年以内」に含め開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補填備金については含めておりません。

X. 有価証券に関する注記

該当ありません。

XI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会 平成10年6月16日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

①退職給付債務 266,405,535円

②退職給付引当金 266,405,535円

(3) 退職給付費用の内訳

①通常の退職給付費用 21,766,575円

②過去勤務債務の費用処理額 0円

(4) 退職給付債務等の計算基礎は、当事業年度末における職員の自己都合退職による要支給額です。

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,768千円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は56,775千円となっております。

XII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下のとおりであります。

	平成25年3月31日現在
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	22,024,531円
固定資産減損処理額	26,637,891円
賞与引当金超過額	4,696,393円
退職給付引当金超過額	73,554,568円
役員退職慰労引当金超過額	4,095,853円
減価償却限度超過額	50,727,576円
特定債務者引当金超過額	55,455,400円
未収収益不計上否認額	3,067,563円
税務上の繰越欠損金	30,306,883円
繰延税金資産小計	270,566,658円
評価性引当額	△82,457,168円
繰延税金資産合計	188,109,490円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

	平成25年3月31日現在
法定実効税率	29.40%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.93%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.95%
住民税均等割等	1.01%
評価性引当額の増減	15.35%
その他	△0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.41%

XIII. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XIV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません。

XV. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVI. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません

XVII. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	23年度	24年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	△ 97	203
減価償却費	35	22
貸倒引当金の増加額	△ 227	△ 13
退職給付引当金の増加額	△ 13	△ 2
その他の引当金・積立金の増加額	437	△ 239
資金運用収益	△ 1,138	△ 1,064
資金調達費用	253	166
固定資産処分損益	0	2
貸出金の純増減	2,679	3,064
貯金の純増減	△ 5,185	△ 2,508
教育情報資金	△ 15	-
事業分量配当金の支払額	△ 60	-
その他	87	△ 29
資金運用による収入	1,160	1,057
資金調達による支出	△ 300	△ 184
小 計	△ 2,384	475
法人税等の支払額	△ 99	△ 16
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,483	459
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 17	△ 47
固定資産の売却による収入	3	4
外部出資による支出	△ 415	△ 222
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 429	△ 265
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	40	24
出資金の払戻しによる支出	△ 18	-
出資配当金の支払額	△ 22	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	24
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額	2,912	219
6 現金及び現金同等物の期首残高	12,257	9,344
7 現金及び現金同等物の期末残高	9,344	9,563

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	23年度	24年度
当期末処分剰余金	△ 3	127
剰 余 金 処 分 額	0	112
利 益 準 備 金	0	30
任 意 積 立 金	0	0
(うち特別積立金)	(0)	(0)
出 資 配 当 金	0	22
事 業 分 量 配 当 金	0	60
次期繰越剰余金	△ 3	15

- (注) 1. 普通出資金の配当率は1.5%の割合です。
2. 事業分量配当金の分配基準及び金額
 貯金 定期貯金平残の0.096%(50,000千円)
 貸付 貸付金平残(貯金担保等を除く)の0.073%(10,000千円)
3. 次期繰越剰余金に含まれる水産業協同組合法第55条第7項に掲げる教育情報資金の額は、7,000,000円であります。

貯 金

●種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

項 目		23年度末		24年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
当座性貯金	当座貯金	8	0.00%	10	0.00%
	普通貯金	20,921	25.40%	22,195	27.80%
	貯蓄貯金	22	0.00%	21	0.00%
	通知貯金	8	0.00%	8	0.00%
	別段貯金	1,427	1.70%	1,305	1.60%
	計	22,386	27.10%	23,539	29.50%
定期性貯金	定期貯金	59,316	72.00%	55,740	69.70%
	うち固定自由金利定期	59,316	72.00%	55,740	69.70%
	うち変動自由金利定期	0	0.00%	0	0.00%
	積立定期貯金	15	0.00%	17	0.00%
	定期積金	719	0.90%	631	0.80%
	計	60,050	72.90%	56,388	70.50%
合 計		82,436	100.00%	79,927	100.00%
貯金者区分残高	員 会	23,997	29.10%	16,327	20.40%
	内 組 合 員 直 接 預 り	17,915	21.70%	18,966	23.70%
	計	41,912	50.80%	35,293	44.20%
	員 地 方 公 共 団 体	2,996	3.70%	5,052	6.30%
	外 金 融 機 関	—	—	—	—
	そ の 他	37,528	45.50%	39,582	49.50%
計		40,524	49.20%	44,634	55.80%

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	23年度		24年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	13,830	16.4%	16,723	20.8%	2,893
定期性貯金	68,406	81.1%	62,262	77.3%	△ 6,144
その他の貯金	2,141	2.5%	1,586	2.0%	△ 555
計	84,377	100.0%	80,571	100.0%	△ 3,806
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	84,377	100.0%	80,571	100.0%	△ 3,806

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

●財形貯蓄残高

該当ありません。

貸 出 金

●種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

項 目			23年度末		24年度末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割 引 手 形			—	—	—	—	—
手 形 貸 付			7,554	21.8%	6,360	20.1%	△ 1,194
証 書 貸 付			23,389	67.5%	21,108	66.8%	△ 2,281
当 座 貸 越			2,142	6.2%	2,553	8.1%	411
金 融 機 関 貸 付			1,585	4.6%	1,585	5.1%	0
合 計			34,670	100.0%	31,606	100.0%	△ 3,064
固 定 金 利 貸 出			34,186	98.6%	31,195	98.7%	△ 2,991
変 動 金 利 貸 出			484	1.4%	411	1.3%	△ 73
設 備 資 金			6,951	21.0%	6,665	21.1%	△ 286
運 転 資 金			27,719	80.0%	24,941	78.9%	△ 2,778
貸出者区分残高	員 内	会 員	15,322	44.2%	14,302	45.3%	△ 1,020
		組合員直接貸付	17,233	49.7%	15,245	48.2%	△ 1,988
		計	32,555	93.9%	29,547	93.5%	△ 3,008
	員 外	地 方 公 共 団 体	51	0.1%	25	0.1%	△ 26
		金 融 機 関	1,585	4.6%	1,585	5.0%	0
		そ の 他	479	1.4%	449	1.4%	△ 30
		計	2,115	6.1%	2,059	6.5%	△ 56

●科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

項 目			23年度末		24年度末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割 引 手 形			—	—	—	—	—
手 形 貸 付			8,493	23.0%	7,390	21.7%	△ 1,103
証 書 貸 付			21,950	59.3%	22,773	67.0%	823
当 座 貸 越			4,968	13.4%	2,238	6.6%	△ 2,730
金 融 機 関 貸 付			1,585	4.3%	1,585	4.7%	0
合 計			36,996	100.0%	33,986	100.0%	△ 3,010

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	23年度末	24年度末	増 減
貯 金 等	3,571	4,190	619
有 価 証 券	—	—	—
動 産	71	44	△ 27
不 動 産	6,379	6,343	△ 36
そ の 他 担 保 物	—	—	—
担 保 計	10,021	10,577	556
漁 信 基 保 証	20,758	17,669	△ 3,089
そ の 他 保 証	970	852	△ 118
保 証 計	21,728	18,521	△ 3,207
信 用	2,921	2,508	△ 413
合 計	34,670	31,606	△ 3,064

●債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	23年度末	24年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	11	7	△ 4
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	22	22
担 保 計	11	29	40
漁 信 基 保 証	—	—	—
信 用	10	6	△ 4
合 計	21	35	14

●業種別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	23年度末		24年度末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 林 水 産 業	29,945	86.4%	27,145	85.9%	△ 2,800
製 造 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	—	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	4,045	11.7%	3,859	12.2%	△ 186
不 動 産 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体	51	0.1%	26	0.1%	△ 25
そ の 他	629	0.9%	576	0.9%	△ 53
合 計	34,670	100.0%	31,606	100.0%	△ 3,064

●主要な水産業関係の貸出金残高

■漁業種類等別

(単位：百万円)

項 目		23年度末	24年度末	増 減
漁業	海面漁業	1,181	1,048	△ 133
	海面養殖業	13,798	12,245	△ 1,553
	その他漁業	24	23	△ 1
漁業関係団体等		13,305	11,841	△ 1,464
合 計		28,308	25,157	△ 3,151

(注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含めておりません。

(注2) 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません)

(注3) 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

■資金種類別

〈貸出金〉

(単位：百万円)

項 目		23年度末	24年度末	増 減
プロパー資金		12,507	10,522	△ 1,985
水産制度資金		15,801	14,635	△ 1,166
	漁業近代化資金	5,072	5,120	48
	その他制度資金等	10,729	9,515	△ 1,214
合 計		28,308	25,157	△ 3,151

(注4) プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

(注5) 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

有 価 証 券

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	23年度		24年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
平成23年度末	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
平成24年度末	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

●有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

■有価証券

(単位：百万円)

保 有 目 的	23年度末			24年度末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

①その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

■金銭の信託

該当ありません。

●保有有価証券の利回り

(単位：%)

種 類	23年度	24年度
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	—	—
以 上 平 均	—	—

●オフバランス取引の状況

金融派生商品（債券先物オプション、債券店頭オプション、債券先物）は該当ありません。

●先物取引の時価情報

該当ありません。

●オプション取引の時価情報

該当ありません。

受託業務・為替業務等

●受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	23年度末	24年度末
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	84	261
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	449	361
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	1	1
合 計	534	623

●内国為替の取扱実績

(単位：百万円、件)

項 目			23年度		24年度	
			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
種 類	送金・振込	(件数)	(54,404)	(37,775)	(46,437)	(32,611)
		金額	101,981	100,002	86,306	90,328
	代金取立	(件数)	(541)	(561)	(449)	(583)
		金額	2,594	3,092	2,860	3,214
計		(件数)	(54,945)	(38,336)	(46,886)	(33,194)
		金額	104,575	103,094	89,166	93,542

平残・利回り等

●粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	23年度	24年度
資 金 運 用 収 益	1,138	1,064
資 金 調 達 費 用	253	166
資 金 運 用 収 支	885	898
役 務 取 引 等 収 益	21	23
役 務 取 引 等 費 用	8	8
役 務 取 引 等 収 支	13	15
そ の 他 事 業 収 益	46	46
受 取 出 資 配 当 金	46	46
受 取 助 成 金	0	0
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 事 業 収 益	—	—
そ の 他 事 業 費 用	28	67
そ の 他 事 業 収 支	18	△ 21
事 業 粗 利 益	916	892
事 業 粗 利 益 率	1.08	1.11

- (注) 1. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
2. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

●業務純益

(単位：百万円)

項 目	23年度	24年度
業 務 純 益	143	35

- (注) 業務純益＝事業粗利益－経費（人件費・物件費・税金）－一般貸倒引当金繰入額

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区 分	23年度			24年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	84,792	1,138	1.34	80,638	1,064	1.32
貸 出 金	36,996	814	2.20	33,986	789	2.32
預 け 金	47,796	324	0.68	46,652	275	0.59
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
資 金 調 達 勘 定	84,377	253	0.30	80,571	166	0.21
貯 金 ・ 定 積 金	84,377	253	0.30	80,571	166	0.21
借 用 金	—	—	—	—	—	—
貯 金 原 価 率			1.08			1.15
総 資 金 利 ざ や			△ 0.04			0.16

- (注) 1. 貯金原価率＝貯金利息＋支払奨励金＋経費／貯金平残×100
2. 総資金利ざや＝総資金運用利回り－総資金原価率

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	23年度増減額	24年度増減額
受 取 利 息	△ 62	△ 62
う ち 貸 出 金	△ 38	△ 25
う ち 有 価 証 券	—	—
う ち 預 け 金	△ 24	△ 49
支 払 利 息	△ 113	△ 87
う ち 貯 金 等	△ 113	△ 87
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 用 金	—	—
差 引	△51	△ 25

(注) 増減額は、前年度対比です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	23年度	24年度
人 件 費	326	328
役 員 報 酬	37	35
給 料 手 当	202	207
賞 与 引 当 金 戻 入	△20	△20
賞 与 引 当 金 繰 入	20	16
福 利 厚 生 費	62	64
退 職 給 付 費 用	21	22
役員退職慰労引当金繰入	4	4
旅 費 交 通 費	12	9
業 務 費	201	264
負 担 金	41	46
施 設 費	59	53
貯 金 保 険 料	6	9
雑 費	3	3
税 金	8	8
合 計	656	720

役員等の報酬体系

●役員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額	
	基本報酬	退職慰労金（注2）
対象役員（注1）に対する報酬等	35	4

（注1）対象役員は、理事15名、監事7名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

■対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会によって定めています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、退職慰労金内規に基づき、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

■対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等をうける者のうち、当連合会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成24年度に当連合会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成24年度において当会の常勤役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

●その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

諸 指 標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、%)

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経 常 収 益	1,457	1,323	1,261	1,281	1,176
経 常 利 益	96	191	293	336	206
当 期 剰 余 金	19	124	234	△3	129
出 資 金	1,452	1,450	1,458	1,480	1,504
出 資 口 数	14,517	14,500	14,580	14,799	15,042
純 資 産 額	6,726	6,832	6,999	6,909	7,063
総 資 産 額	98,938	95,664	95,247	90,412	87,778
貯 金 等 残 高	91,408	88,076	87,620	82,436	79,927
貸 出 金 残 高	38,882	39,450	37,349	34,670	31,606
有 価 証 券 残 高	—	—	—	—	—
剰 余 金 配 当 額	15	64	71	—	—
出 資 配 当 の 額	15	14	21	—	—
事業利用分量配当の額	—	50	60	—	—
職 員 数	41人	41人	44人	42人	45人
単 体 自 己 資 本 比 率	22.50%	24.84%	24.59%	23.41%	23.51%

(注) 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

●経営諸指標（貯貸率等・利益率）

(単位：百万円、%)

項 目	23年度末	24年度末
貯 貸 率	期 末 残 高 42.1%	39.5%
	期 中 平 均 残 高 43.8%	42.2%
貯 預 率	期 末 残 高 58.7%	60.7%
	期 中 平 均 残 高 56.6%	57.9%
貯 証 率	期 末 残 高 0.0%	0.0%
	期 中 平 均 残 高 0.0%	0.0%
一 従 業 員 当 り	貯 金 残 高 1,963	1,776
	貸 出 金 残 高 825	755
一 店 舗 当 り	貯 金 残 高 27,479	26,642
	貸 出 金 残 高 11,557	10,535

項 目	23年度末	24年度末
総 資 産 経 常 利 益 率	0.37%	0.23%
資 本 経 常 利 益 率	4.87%	3.05%
総 資 産 当 期 利 益 率	△0.02%	0.15%
資 本 当 期 利 益 率	△0.22%	1.91%

(注1) 総資産経常（当期）利益率＝経常（当期）利益／総資産平均残高（偶発債務見返除く）×100

(注2) 資本経常（当期）利益率＝経常（当期）利益／資本勘定平均残高×100

自己資本の充実の状況

●自己資本調達手段の概要に関する事項

■自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員等ご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成25年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、23.51%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しており、出資金額は、1,504百万円（前年度1,480百万円）となっています。

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの発生・増加に備えて、安定的な自己資本比率を維持する観点から、増資並びに内部留保による自己資本の充実を図っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●信用リスクに関する事項

■標準的手法に関する事項

当連合会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①「その他有価証券」、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに運用会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックしています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これら評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理しております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

●金利リスクに関する事項

■金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動により発生するリスク量をいいます。

当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当連合会では当座性貯金の額の50%を満期5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しています。

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	23年度	24年度	項 目	23年度	24年度
出資金	1,480	1,504	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち非累積的永久優先出資	—	—	告示第5条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
期限付優先出資	—	—	告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	—	—
回転出資金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
資本準備金	—	—	基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つVOSTリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
利益準備金	1,833	1,833	控除項目不算入額	—	—
任意積立金	3,599	3,599	控除項目計(D)	—	—
繰越剰余金	12	△ 3	自己資本額(E=C-D)	7,019	7,072
その他有価証券の評価差損	—	—	リスク・アセット(F)	29,978	30,076
当期剰余金	△ 15	129	資本(オン・バランス)項目	28,354	28,347
処分未済持分	—	—	オフ・バランス取引等項目	16	34
外部流失予定額	0	△ 82	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,608	1,695
営業権相当額	—	—	自己資本比率(E) / (F)	23.41%	23.51%
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	(参 考)(A) / (F)	23.04%	23.21%
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—			
基本的項目計(A)	6,909	6,980			
土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額	—	—			
一般貸倒引当金	110	92			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第5条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補完的項目不算入額	—	—			
補完的項目計(B)	110	92			
自己資本総額(C=A+B)	7,019	7,072			

- (注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号「漁業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。
2. 当連合会は、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連合会は、証券化取引、派生商品取引及び長期決済期間取引について取り扱わない方針であり、当該取引に係る表示を省略しております。
4. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成24年 金融庁・農林水産省告示第13号)」に基づき、基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他の有価証券の評価差損」は、「—」で記載しています。

●自己資本の充実にに関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	23年度			24年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	443	—	—	94	—	—
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	420	42	2	358	36	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取 引 業 者 向 け	51,128	11,494	460	52,373	11,744	470
法 人 等 向 け	2,866	2,866	115	3,262	3,262	130
中小企業等・個人向け	761	570	23	731	548	22
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	53	18	1	39	13	1
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	341	508	20	10	13	1
漁業信用基金協会等保証	19,671	1,967	79	16,769	1,677	67
上 記 以 外	11,381	10,904	436	11,773	11,188	448
合 計	87,064	28,369	1,135	85,409	28,481	1,139

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、信用リスク削減後エクスポージャー残高を記載しています。

●オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

23年度			24年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己 資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己 資本額 $c = b \times 4\%$
858	1,608	64	904	1,695	68

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

●所要自己資本額

(単位：百万円)

23年度		24年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
29,978	1,199	30,076	1,203

●信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高 及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分		23年度末			24年度末		
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券
法人	農 林 水 産 業	12,921	12,921	—	12,100	12,100	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	52,453	4,051	—	51,873	3,867	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	51	51	—	26	26	—
	そ の 他	3,505	3,505	—	3,534	3,534	—
個 人		14,204	14,204		12,151	12,151	
固 定 資 産 等		7,483			6,280		
合 計		90,617	34,732	—	85,964	31,678	—

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外の
オフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

3. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

●信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高 及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分		23年度末			24年度末		
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券
1 年 以 下		53,114	11,206	—	52,147	10,447	—
1 年 超 3 年 以 下		4,469	4,469	—	5,020	5,020	—
3 年 超 5 年 以 下		2,028	2,028	—	675	675	—
5 年 超 7 年 以 下		2,420	2,420	—	2,128	2,128	—
7 年 超		12,970	12,970	—	11,768	11,768	—
期限の定めなし		15,616	1,639	—	15,616	1,640	—
合 計		90,617	34,732	—	87,354	31,678	—

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外の
オフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

● 3 月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		23年度末	24年度末
法人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人		37	39
合 計		37	39

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「延滞エクスポージャーの期末残高」には、基金協会保証付債権は含まれていません。

● 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		23年度				24年度					
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金		105	110	－	105	110	110	91	－	110	91
個 別 貸 倒 引 当 金		305	74	－	305	74	74	80	－	74	80
法 人	農 林 水 産 業	239	2	－	239	239	2	21	－	－	23
	製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建 設 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不 動 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	サ ー ビ ス 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人		66	72	－	66	72	72	57	－	72	57

(注) 全て国内取引です。

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		23年度末	24年度末
法人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人		—	—
合 計		—	—

●信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分		23年度末			24年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	918	918	—	677	677
	10%	—	20,091	20,091	—	17,127	17,127
	20%	—	49,545	49,545	—	50,290	50,290
	35%	—	53	53	—	39	39
	50%	—	2	2	—	2	2
	75%	—	761	761	—	731	731
	100%	—	15,358	15,358	—	16,035	16,035
	150%	—	336	336	—	8	8
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		—	87,064	87,064	—	84,909	84,909

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	23年度末		24年度末	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	366	—	328
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	37	—	30
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他の	—	336	—	358
合 計	—	739	—	716

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と自会貯金の相殺は含まれていません。

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	23年度末		24年度末	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	5,854		6,076	
合 計	5,854	—	6,076	—

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区 分	23年度			24年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

●貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	23年度末		24年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	23年度末		24年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

●金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	23年度	24年度
金 利 シ ョ ッ ク に 対 す る 損 益 ・ 経 済 価 値 の 増 減 額	△ 969	△ 726

リスク管理情報等

●リスク管理債券残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	23年度末	24年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	11,871	10,139	△ 1,732
破綻先債権額 ①	11	7	△ 4
延滞債権額 ②	11,642	10,126	△ 1,516
3ヶ月以上延滞債権額 ③	—	6	6
貸出条件緩和債権額 ④	218	—	△ 218
保全額合計 (D)=(B)+(C)	11,742	10,133	△ 1,609
担保・保証付債権額 (B)	11,668	10,053	△ 1,615
貸倒引当金残高 (C)	74	80	6
保 全 率 (D) / (A)	98.91	99.94	1.03

(注1)「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2)「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

(注3)「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注4)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2、注3に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	23年度末	24年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	422	704	282
危 険 債 権	11,235	9,430	△ 1,805
要 管 理 債 権	218	6	△ 212
不 良 債 権 額 合 計 (A)	11,875	10,140	△ 1,735
正 常 債 権	22,856	21,538	△ 1,318
保 全 額 合 計 (D) = (B) + (C)	11,742	10,133	△ 1,609
担 保 ・ 保 証 付 債 権 額 (B)	11,668	10,053	△ 1,615
貸 倒 引 当 金 残 高 (C)	74	80	6
保 全 率 (D) / (A)	98.88	99.93	1.05

(注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	23年度					24年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	105	110	—	105	110	110	91	—	110	91
個別貸倒引当金	305	74	—	305	74	74	80	—	74	80
合 計	410	184	—	410	184	184	171	—	184	171

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	23年度	24年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

財務諸表の正確性等にかかる確認書

謄 本

確 認 書

- 1 私は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成25年6月20日

愛媛県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 高 取 武 則 ⑩

